

# 令和6年度 第2回さいたま市景観審議会

## 議題1

さいたま市屋外広告物条例施行規則の  
改正（案）について

令和7年3月19日

さいたま市都市局都市計画部都市計画課



# さいたま市屋外広告物条例及び同施行規則の主旨



## さいたま市屋外広告物条例（平成14年12月26日制定、平成15年4月1日施行）

屋外広告物法（昭和24年6月3日）に基づき、

- ・ 良好な景観の形成
- ・ 風致の維持
- ・ 公衆に対する危害の防止

を目的として、屋外広告物及び屋外広告業に対し必要な規制を行うため、市が定めた条例

## さいたま市屋外広告物条例施行規則（平成15年2月25日制定、平成15年4月1日施行）

さいたま市屋外広告物条例の施行に必要な事項を定めるもの

- ・ 許可の基準
- ・ 申請書、届出書、届出書類の内容

## さいたま市屋外広告条例第31条

市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならない。

(1) ～略～

(2) 第7条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、第3項第1号及び第3号、第6項各号並びに第7項、第10条並びに第18条第2項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) ～略～

条例第10条において、「条例第6条の許可基準は、規則で定める。」とされており、今回、規則で定められている許可基準を改定したいことから、審議会に諮るもの。

# 施行規則改正の経緯



令和4年4月1日施行

**地域医療支援病院又は災害拠点病院**については道路上に突き出して看板を掲出できるよう改正

※さいたま市道路占用許可審査基準との整合を図ること、厚生労働省の通知において、「救急病院・救急診療所であることが容易にわかる表示を励行するよう指導すること」あり、その必要性が認められることから改正を行った。

令和6年12月末～

保健衛生局長から、**二次救急医療機関**が掲出する案内看板についても、道路上に突き出して設置できるよう検討の依頼

さいたま市屋外広告物条例施行規則  
さいたま市道路占用許可審査基準

の改正に向けた検討

# 施行規則改正（案）



## ■改正内容

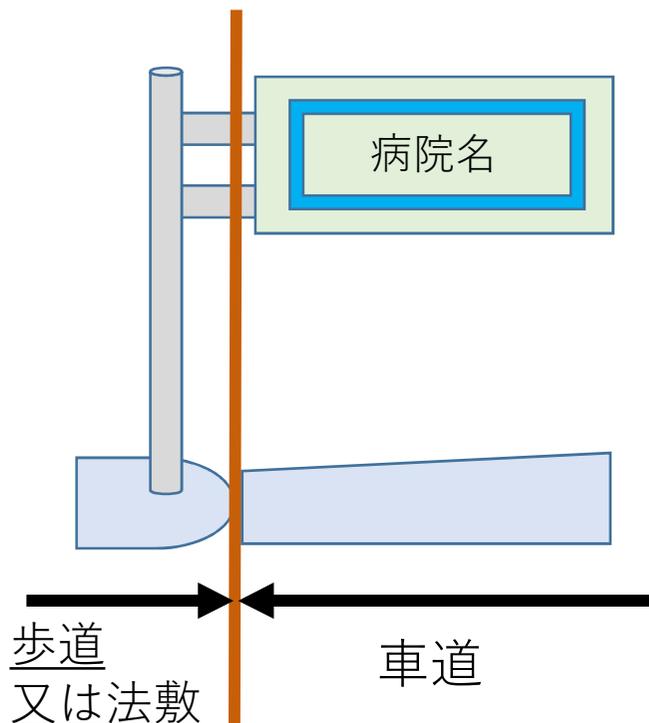
さいたま市屋外広告物条例施行規則 別表第2（第7条関係）で定められている**建造物から独立した広告（市街化区域・市街化調整区域）に関する許可の基準**について、下表のとおり改正を行うもの。

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。 ただし次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1)医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院又は埼玉県知事が指定した災害拠点病院の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 道路上に突き出していないこと。 ただし次に掲げる場合は、この限りではない。</p> <p>(1)医療法(昭和23年法律第205号)第4条第1項に規定する地域医療支援病院、<u>埼玉県知事が指定した災害拠点病院又は救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第2条により告示を受けた救急病院若しくは救急診療所</u>の案内標識のうち、当該案内標識の支柱が歩道上又は法敷にあるものであって、下端の高さが歩道上にあっては路面から2.5メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上である場合</p> <p>(略)</p>

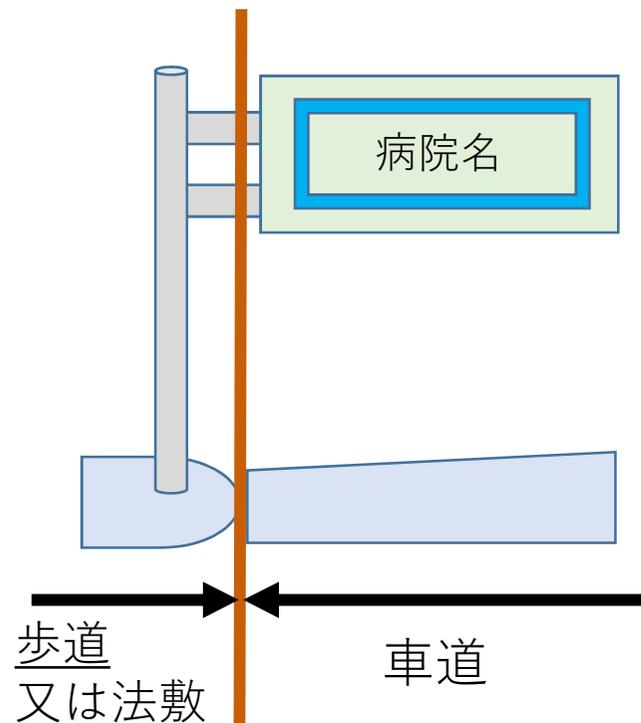
# 施行規則改正（案）

## ■改正に関するイメージ

<現在の規制内容>



<改正後の規制内容>



- 地域医療支援病院
- 災害拠点病院
- × 2次救急病院

- 地域医療支援病院
- 災害拠点病院
- 2次救急病院

## 三次救急医療機関

生命の危機が切迫している重篤患者に対応するもの  
＜さいたま赤十字病院、自治医科大学附属さいたま医療センター  
さいたま市立病院、埼玉県立小児医療センター＞

## 二次救急医療機関

入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応するもの  
＜市町村が第二次救急医療圏ごとに病院群輪番制により整備＞

## 初期救急医療機関

入院を必要としない軽症の救急患者に対応するもの  
＜市町村が休日夜間急患センター、在宅当番医制により整備＞

※三次、二次救急医療機関は、救急病院等を定める省令に基づき告示された医療機関

## 災害拠点病院

災害基本法に基づき、都道府県知事が指定する病院

## 地域医療支援病院

医療法に基づき、都道府県知事が承認した病院

# 対象となる救急病院



救急医療体制		病院名	地域医療支援病院	災害拠点病院
2次救急	3次救急	埼玉県立小児医療センター	○	○
		さいたま赤十字病院	○	○
		さいたま市立病院	○	○
		自治医科大学附属さいたま医療センター	○	○
		さいたま市民医療センター	○	○
		独立行政法人地域医療機能推進機構 さいたまメディカルセンター	○	
		上記外市内20病院		

今回の規則改正に伴い、新たに道路上に案内看板を突き出して掲出ができるようになる病院

## 救急病院等を定める省令

第2条 都道府県知事は、前条第一項の申し出のあった病院又は診療所であって、同項各号に該当し、かつ、医療計画の内容、当該病院又は診療所の所在する地域における救急業務の対象となる疾病者の発生状況等を勘案して必要と認定したもののについて、救急病院又は救急診療所である旨、その名称及び所在地並びに当該認定が効力を有する期限を告示するものとする。

## 今後の予定



令和7年3月19日 景観審議会において意見聴取



令和7年3月末日 施行規則改正に関する市長決裁



令和7年4月1日 施行予定

以上で議案の説明を終了します。

御審議をお願いいたします。